

RoHS 対象物質排出実態調査 環境省



環境省は来年度、一般廃棄物のリサイクル施設（電気・電子機器を処理・処分する施設）から排出される RoHS 指令対象物質の実態調査に乗り出します。リサイクルする際の有害化学物質対策を強化するとともに、再生製品の安全性評価を徹底するのが狙いです。リサイクル関連施設（数カ所）や最終処分場（1-2カ所）を対象に、規制される6物質の排出状況などを2年間かけ詳細に調査、2008年度末までに制御対策を盛り込んだ報告書をまとめます。

06年度は、まず破碎、圧縮、減容、再生施設における有害化学物質の排出量調査や、処理プロセスごとの最適化に関する文献調査などを実施します。07年度は、最終処分場の排出実態調査を行うとともに、再生製品の含有物質調査を行います。調査結果を踏まえ、08年度には処理プロセスの最適化、再生製品への RoHS 指令対象物質の混入防止対策などを盛り込んだ報告書をまとめる予定です。

RoHS 指令では、鉛や水銀、カドミウムなど6物質について電気・電子製品に使用することが禁止されています。わが国のメーカーは、代替品の開発やグリーン調達を進め、すでに対応を完了しつつあります。一方、廃棄製品については、リサイクル法や廃棄物処理法に基づく適正処理が行われているとして、6物質についての具体的規制は行われていませんでした。

RoHS 指令対象物質の分析は当社で行っております。お問い合わせください。

資料：2005年9月13日付 化学工業日報

環境分析箇所 岡田伸美

事業内容

- | | |
|----------------------|-----------------------|
| 1 環境管理に伴う調査・測定・化学分析 | 5 土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査 |
| 2 ダイオキシン類に係る濃度計量証明 | 6 労働衛生管理に伴う作業環境測定 |
| 3 ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定 | 7 トータルサニテーション管理 |
| 4 水道法第 20 条に基づく水質検査 | 8 委託試験・研究・開発 |

